

○総務省 令第一号  
法務省 令第一号

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十二号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十の規定に基づき、住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十五日

総務大臣 石田 真敏

法務大臣 山下 貴司

住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令（平成二十四年総務省・法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>住民基本台帳法施行令第三十条の二十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令</p> <p>(住民基本台帳法施行令第三十条の二十に規定する通知の方法)</p> <p>第一条 住民基本台帳法施行令第三十条の二十に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>
改正前	<p>住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令</p> <p>(住民基本台帳法施行令第三十条の三十に規定する通知の方法)</p> <p>第一条 住民基本台帳法施行令第三十条の三十に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

## 附 則

この省令は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十二号）の施行の日（令和元年十一月五日）から施行する。